

平成 26 年 10 月 21 日

各 部 局 長
教 育 次 長
消 防 長
会 計 管 理 者
各 支 所 長
各 課 長

様

安芸高田市長 浜 田 一 義

(企画振興部)

平成 27 年度予算編成方針について (通知)

このことについて、安芸高田市財務規則第 4 条の規定に基づき、平成 27 年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、下記期限までに提出してください。

《提出期限》 平成 26 年 11 月 28 日 (金)

《目 次》

●平成 27 年度予算編成基本方針	1
●予算要求にあたっての留意事項	3
1. 一般事項(予算要求基準等)	3
2. 歳入に関する事	4
3. 歳出に関する事	5
4. 特別会計に関する事	6
5. 提出書類に関する事	7

●平成 27 年度予算編成基本方針

平成 26 年 10 月

我が国の経済は、雇用や所得環境の改善が続くなかで、国による各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている一方で、今年 4 月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとして懸念されており、依然として予断を許さない状況にあります。

本市においては、地方税が平成 25 年度決算においても平成 24 年度に引き続いて増収となったものの、平成 26 年度から普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が始まり、行財政運営は極めて厳しいものとなります。また近年、地域別の将来人口の推計や、消滅可能性都市に関する推計が発表されるなど、少子高齢化と人口減少の急速な進行に対する課題が大きく取り上げられるようになり、合併 10 年を経過して、市がこれから進むべき方向を見定めるときが来ています。

平成 25 年度に行った財政推計では、平成 28 年度以降の収支バランスがマイナスになる見込みとなりました。今後、持続可能な行財政運営を行うために、更なる行政改革を推進していかなくてはなりません。平成 27 年度からは「第 3 次安芸高田市行政改革大綱」によって、これまでの行政改革の取組を継続しつつ、新たな課題にも取り組むこととしていますが、特に大きな課題になるのは、市が保有する公共施設のマネジメントと考えています。

そのうち、建物については、旧町の施設が全て安芸高田市に引き継がれると同時に、新市建設計画に基づき新たに整備されたものもあるため、市民 1 人あたりの延べ床面積は 8.53 m²で、全国平均の約 2.5 倍になっています。今後、人口の減少が急速に進むこともあり、現在保有している建物をそのまま維持することは非常に困難であると言わざるを得ません。公共施設管理基本方針で示された「現在ある施設の 30%以上削減」を目標に、施設の統廃合を進めていく必要があります。

道路・橋梁、上下水道等のインフラ施設については、市民の生活を支える基盤であり、安全・安心に直結するものでもあります。高度成長期に整備され、かなりの年数を経過した施設も多いことから、財源の裏付けのある改修計画を

策定し、適切に改修を行い、市民の暮らしを守っていく必要があります。

このほかの事務事業についても、職員一人ひとりが抜本的な見直しを行い、持続可能な市政運営を意識しなくてはなりません。

これまで当市では、自助・共助を柱にした「市民総ヘルパー構想」、神楽などのこの地域に根付く文化の振興や特産品の開発などによる地域活力の維持向上を柱にした「未来創造事業」などにより、“人・輝く安芸高田市”を目指してきたところです。

平成 27 年度予算編成においては、持続可能な行財政運営をするために解決しなくてはならない中長期的な課題を視野に、今行うべき行政改革に正面から取り組み、これまで当市が行ってきたこれらの特徴的な事業を継続・発展させ、活力のあふれる、市民満足度を高める施策を行うことを基本方針とします。

●予算要求にあたっての留意事項

1. 一般事項

(1) 予算要求基準

市民ニーズ、費用対効果、市民満足度、行政関与の必要性の観点から、慣例にとらわれることなく見直しを行い、財政健全化のためのアクションプランのうち実現可能なものを織り込み、予算要求基準の範囲内で要求すること。

【予算要求基準】

経 費 区 分	要 求 基 準 額 (一般財源ベース)
1 義務的経費 ※国の法令等により支出が義務づけられた経費	所要見込額
2 職員給与費 ※議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む	所要見込額
3 公債費	所要見込額
4 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業	実施計画計上額の 97%を目途とする
5 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業以外	原則として、 予算要求を認めない
6 維持修繕費	所要見込額
7 施設管理経費	H26 当初予算額の 97%の範囲内
8 一般事業費	H26 当初予算額の 92%の範囲内
9 重点事業費 ※市長が重点的に取り組むべきと認めた事業	所要見込額

(2) 予算編成事務

シーリング方式とする。部長、課長及び経営管理担当を中心に議論を深め、徹底した事業の精査を行うこと。重点事業への優先配分など部局内で調整すること。

新規事業の予算化は、事業目的や効果、後年度負担を厳しく見極め、既存事業の見直しにより財源を確保すること。

(3) 消費税率変更の取扱

国において消費税率の引き上げが議論されているが、予算要求は消費税率を8%で計算した額を計上すること。

消費税率が引き上げられた場合は、補正予算等で対応すること。

(4) 行政評価に基づく事務事業の改善

行政評価で実施している PDCA マネジメントサイクルを組み入れ、継続的改善を予算要求に反映させること。

(5) 第 3 次行政改革推進実施計画の着実な実施

平成 26 年 10 月に策定した第 3 次安芸高田市行政改革大綱に基づく、第 3 次行政改革推進実施計画に記載する平成 27 年度の実施計画を着実に実施するとともに、予算要求に反映させること。

(6) 歳入歳出予算要求書の作成

電算システムへの入力は、節・細節まで精緻な積算を行い、積算根拠を必ず記入すること。

2. 歳入に関すること

(1) 市税

税負担の公平を期するため、課税客体の掌握・徴収率向上に努めること。収納率向上、滞納整理の促進のためにも、収納目標を設定し、予算に反映させること。

(2) 使用料・手数料・財産貸付収入

使用料等は、受益者負担の原則に立ち、各施設の維持管理経費や市民の使用頻度等を考慮し、積極的な見直しを行い適正な料金収入の確保を図ること。また、安易な減免措置は厳に慎み、使用料等を徴収していないものは早急に適切な見直しを行うこと。滞納整理の促進など、一層徴収努力を行うこと。

(3) 国・県支出金

制度の動向を的確に把握するとともに、制度内容を十分に研究して、交付基準に基づいて計上すること。また、減収が見込まれる場合は、事業の縮小などによって対応すること。必ず電算システムに補助率を入力すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

(4) 地方債

後年度の財政負担軽減のため、地方債借入額の縮減を検討すること。また、計上にあたっては、必ず財政課と協議すること。上下水道事業に係る過疎辺地債は、本債と分けて見積もること。

(5) 新たな財源の確保

遊休地の処分や企業広告など、新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

(6) その他の歳入

適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めること。

3. 歳出に関すること

(1) 報酬

条例に基づき適正な額を要求すること。

(2) 賃金

産休代替等特別な事情がある場合以外は原則認めないが、真に必要な場合は、現行措置分及び新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済となったものを要求すること。

(3) 報償費

要綱などにより任意で設置している審議会等は、必要性、事業効果を含め見直しを行うこと。報酬条例にない委員会等の出席謝礼金は、開催回数や時間等を勘案し計上すること。計上にあたっては、金額を精査するとともに積算根拠(単価の根拠)を記入すること。

(4) 旅費

出張の目的、効果、日程等を十分検討し、真に必要なものに限り要求すること。公用車使用の徹底を図るとともに、鉄道利用の場合は、JR 芸備線の利用促進の観点から市内の駅から乗降すること。なお、宿泊を伴う研修・視察は原則認めないが、真に必要な特別旅費は各課で計上すること。

(5) 需用費

事務用品等消耗品は、安易に共用物品を請求することのないよう職員一人ひとりが削減に努めること。また、購入にあたっては単価等を厳選し、経費削減に努めること。

光熱水費及び燃料費は、使用量を把握するとともに、一層の経費削減に努めること。光熱水費及び役務費の電話料は、各施設に係る経費を積算欄に明記すること。

食糧費は、会議開催等に伴う弁当代は認めない。茶菓子代なども削減を図ること。

印刷製本費は、印刷物を極力簡素なものとし、作成部数等も必要最低限度とするなど経費削減を図ること。カラーコピーは極力避けるとともに、両面印刷を心掛け、大量印刷の場合はリソグラフ印刷機の使用を徹底すること。

修繕料は、1箇所当たりの修繕費が50万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、50万円以上の場合は工事請負費の維持修繕工事に計上すること。計上にあたっては、施設名、修繕内容、必要性などを明確に記載すること。

(6) 委託料

調査研究や設計委託等は、職員の能力を最大限活用し、安易に委託を行わないこと。

施設等の維持管理業務委託は、委託の必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費の削減を図ること。

指定管理者制度による指定管理料は、制度の趣旨を理解し、必要経費を積算するとともに管理状況等を厳密に精査すること。

(7) 投資的経費

実施計画に計上しているものに限り要求すること(実施計画に未計上の事業は認めない)。

事業効果等を十分に分析して適正な要求を行い、後年度に多額の負担が生じないように留意すること。緊急度・重要度を勘案し「様式2 建設事業計画書」に優先順位を明記すること。

補助事業で市費負担が生じるものは、安易な受入れを厳に慎むこと。国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行なわないこと。

単独事業は、財源確保を検討すること。

(8) 経常的経費（10百万円以上のもの）

財政推計で各部局が個別に予想した、年間で10百万円以上の計上見込みの経常経費については「様式8 10百万円以上経常経費調書」に要求額を記載すること。特段の事情がない限り、財政推計に計上した額を超えないよう留意すること。

(9) 負担金・補助及び交付金

外郭団体への補助金等は、必要性を検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、厳正に審査すること。目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。新規及び増額計上は原則認めない。

(10) その他の歳出

既存の行事（大会、イベント）等は、必要性を再検討し、見直しを行うこと。また、他部局と連携をとり、類似行事は統合するなど調整すること。

施設の維持管理は、計画的に行うこと。今後、老朽化施設及び類似施設の統廃合が必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制を検討すること。

4. 特別会計に関すること

特別会計についても、一般会計に準じて編成すること。法定繰入金（基準内繰入）以外の財源不足は、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期計画をもとに健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計（上下水道事業）は、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、これまで以上に厳しく精査すること。また、計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。

5. 提出書類に関すること

(1) 提出期限 平成 26 年 11 月 28 日 (金)

(2) 提出書類

- ・ **予算要求書**【電算からの入出力帳票】
 - ・ 歳入予算要求書
 - ・ 歳出予算要求書 (事業総括)
 - ・ 歳出予算要求書 (事業説明)
 - ・ 歳出予算要求書 (明細)
- ・ **事務事業評価 (予算・決算) シート** 平成 26 年度作成分
- ・ **様式 1-1** シーリング整理表
- ・ **様式 1-2** 要求 (査定) 総括表
- ・ **様式 2** 建設事業計画書 【位置図 (管内図) を添付】
- ・ **様式 3** 建設事業計画書 (個表) 【事業費が 1,000 万円以上の事業】
- ・ **様式 4** 単独補助金 (助成金) に関する調 【決算書及び予算書の写しを添付】
- ・ **様式 5** 補助対象事業費調書【国費、県費補助充当事業 (ソフト事業を含む)】
- ・ **様式 6** 指定管理施設経費調書 【委託料明細書の写しを添付】
- ・ **様式 7** 講演会等開催計画調書
- ・ **様式 8** 10 百万円以上経常経費調書
- ・ **その他** その他必要と認められる参考資料

※ 提出書類は、電子データと紙 (A4) で提出すること

※ 様式は、IPK の「定型文書」にあります。

○今後の予定

- ・ **市長 重点事業 事前協議 (オータムミーティング)**
10 月 30 日、31 日 (予定)
- ・ **財政課長 ヒアリング**
12 月初～中旬
- ・ **企画振興部長 ヒアリング**
1 月初旬
- ・ **市長 予算査定**
1 月中旬